令和８年度

秋田自動車道
錦秋湖～湯田間水文調査

特　記　仕　様　書

令和８年１１月

東日本高速道路 株式会社
東北支社 横手工事事務所

第１章　総則

１－１　調査等概要 …… 1
１－２　適用する共通仕様書 …… 1
１－３　テクリスへの登録 …… 1
１－４　履行期間 …… 2
１－５　資料の貸与 …… 2
１－６　受注者相互の協力 …… 3
１－７　計画工程表 …… 3
１－８　調査等打合簿の作成及び提出について …… 4
１－９　成果品 …… 4
１－１０　保安に関する事項 …… 4
１－１１　環境保全に関する事項 …… 5
１－１２　熱中症対策に係る費用 …… 5
１－１３　クマ対策に係る対策費用 …… 5
１－１４　猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について …… 6

第２章　業務細部に関する事項

２－１　業務の概要 …… 7
２－２　観測孔ボーリング …… 7
２－３　観測工 …… 8
２－４　水文調査 …… 9
２－５　交通費・宿泊費 …… １０
２－６　調査計画 …… １０
２－７　総合解析…… １１
２－８　打合せ …… １１
２－９　技術業務　交通費・宿泊費 …… １１

第３章　補足事項

３－１　調査等打合せ簿への概略業務量の提示 …… １２
３－２　遠隔立会 …… １２
３－３　現地立ち入りについて …… １２
３－４　補償費について …… １２
３－５　設計図書の変更及び追加が予想される内容 …… １２

第１章　総則

１－１　調査等概要

１－１－１　調査等名　令和８年度　秋田自動車道　錦秋湖～湯田間水文調査

１－１－２　道路名　　秋田自動車道

１－１－３　履行箇所　自）岩手県和賀郡西和賀町鷲之巣　　（ＳＴＡ.１３６＋２０）
　　至）岩手県和賀郡西和賀町大渡　　（ＳＴＡ.２０７＋７０）

１－１－４　主な履行内容

観測孔ボーリング	５０．０ｍ
地下水観測井設置	５箇所
地下水位観測（自記水位計観測）	２８箇所・月
挿入式孔内傾斜計観測	１６箇所・回
かんがい用水水路系統調査	０．２１ｋm2
井戸調査Ａ	２６箇所
流量調査Ａ	４箇所・回
流量調査Ｂ	２４箇所・回
水質分析試験試料採取Ａ	５２箇所・回
水質分析試験試料採取Ｂ	１２箇所・回
水質分析試験	７６８試料
実施調査計画Ａ	３．７５ｋｍ
水文調査計画案	７．１５ｋｍ
水文総合解析	７．０２ｋm2
打合せ	１式

１－２　適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「調査等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）は、令和８年７月版とする。

１－３　テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書１－１２－４「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が１００万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書１－３「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から１５日以内
（２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から１５日以内
（３）完了時は、完了届提出日の翌日から１５日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が１５日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

１－４　履行期間

本業務は、共通仕様書１－１３「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内で、受注者が業務の始期及び終期を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
受注者は、落札者決定から１０日以内に、履行期間通知書（様式―１）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間：契約保証取得の日の翌日から６０日間
全体履行期間：契約保証取得の日の翌日から４５０日間
※全体履行期間は余裕期間を含む日数

１－５　資料の貸与

共通仕様書１－１５－１及び３－２－２「資料の貸与」に基づく貸与資料は、次表のとおりとする。なお、履行期間中の調査等業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備　考
完成図（Ⅰ期線）	－	契約締結の翌日より7日以内	紙または電子データ
土質地質調査報告書（Ⅰ期線）	川尻トンネル地すべり調査及び解析 川尻地区第一次土質調査 川尻地区第二次土質調査 川尻トンネル第二次地質調査 和賀～湯田間地質調査 湯田第２トンネル第一次土質調査 湯田第２トンネル第二次土質調査 大石・川尻地区湧水状況調査 大石・川尻地区湧水状況調査（その２） 和賀～湯田間鉱物含有量影響調査		
土質地質調査報告書（Ⅱ期線）	秋田自動車道　西和賀地区地質調査		
	秋田自動車道 峠山地区構造物基礎調査		
	秋田自動車道 湯田地区構造物基礎調査		
	秋田自動車道 川尻地区構造物基礎調査		
	令和２年度　横手管理事務所管内東 地質リスク検討業務		
水文調査報告書（Ⅱ期線）	秋田自動車道 北上西～錦秋湖間水文調査		

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、１２月２９日から翌年１月３日まで、夏期休暇（３日）を除く。

１－６　受注者相互の協力

共通仕様書１－２０「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

工事・調査等業務名	履行期間	受注者	備考
秋田自動車道 工事用道路工事（仮称）	未定	未定	資料の共有・調整
令和７年度　秋田自動車道 北上西～湯田間水文調査	令和８年１月 16 日～ 令和 10 年５月４日	川崎地質株式会社	資料の共有・調整
秋田自動車道 北上西～湯田間幅杭設置測量	令和８年３月 25 日～ 令和９年１月 18 日	株式会社オオバ	資料の共有・調整

１－７　計画工程表

１－７－１　計画工程表の記載事項

共通仕様書１－１４－１「作業計画書の提出」（２）に示す作業計画書中の計画工程表（様式―２）の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書１－５「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、及び共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種別	項目	備考
	準備工	
観測孔ボーリング	観測孔ボーリング	
	地下水観測井設置	
観測工	地下水位観測（自記水位計設置）	
	地下水位観測（自記水位計観測）	
	挿入式孔内傾斜計観測	
水文調査	かんがい用水水路系統調査	
	井戸調査Ａ	
	流量調査	
	水質分析試験試料採取	
	水質分析試験	
調査計画	実施調査計画Ａ	
	水文調査計画案	
総合解析	水文総合解析	
	報告書作成	
	打合せ	

１－７－２ 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書１－２２に示す「打合せ」の実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告するとともに、共通仕様書様式第１－４号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書１－１４－３「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果業務内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

１－８　調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後７日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後７日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

１－９　成果品

共通仕様書１－４５－１「成果品」によらず下記の通りとする。

（１） 受注者は、業務完了届提出の概ね３０日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。

（２） 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。

（３） 成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。
なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

１－１０　保安に関する事項

１－１０－１　調査等車両の運行

現道を走行する調査等車両は、交通関係法（道路交通法、道路運送車両法、道路法）を遵守するものとする。

１－１０－２　調査等車両の区別

受注者は調査に使用する車両と一般車両の区別をするため、以下に示す調査用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

調査用車両標示板参考図

令和８年度　秋田自動車道
錦秋湖～湯田間水文調査
調査用車両
受注者名（□□）

材質：耐水合板、強化プラスチック、
　　布製又はラミネート加工した印刷物等
色彩：黄色地に黒文字
寸法：前部標示板
　　乗用車等：Ａ４サイズ
　　トラック、ダンプ等：Ａ４サイズ
　　後部標示板
　　トラック、ダンプ等：３０ｃｍ×９０ｃｍ
　　その他の全車両：Ａ４サイズ
字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、
　　他の文字より大きめにする）
□□：受注者車両の通し番号

１－１０－３　保安に関する費用

本特記仕様書１－１０－２「調査用車両の区別」に要する費用について諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

１－１１　環境保全に関する事項

１－１１－１　砂塵等の防止

受注者は、調査用機械及び車両の走行よる砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

１－１１－２　削孔箇所周辺の環境保全

受注者は、ボーリング削孔中の削孔水及びボーリング機械の油により、削孔位置の敷地および削孔位置に近接する町道並びに排水溝を汚損しないよう対策を講じるものとする。

１－１１－３　騒音等に関する配慮

受注者は、調査等業務に伴う調査用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

１－１１－４　環境保全に関する費用

本特記仕様書１―１１「環境保全に関する事項」の費用については諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

１－１２　熱中症対策に係る費用

１－１２－１　定義

熱中症対策に係る費用とは、現場作業における熱中症対策に要した費用をいう。

１－１２－２　対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

１－１２－３　熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間

②実施状況が確認できる資料

③支払実績が確認できる資料

１－１３　クマ対策に係る対策費用

１－１３－１　定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

１－１３－２　対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

１－１４　猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

猛暑（熱中症）対策として受注者が作業を中止した日数については、調査等請負契約書第 23 条に基づき履行期間の変更対象とする。

この場合、受注者は作業中止を含む作業計画書を提出し、当該中止が履行期間に影響を及ぼす場合に限り監督員と協議できるものとする。なお、請負代金額は変更しない。

また、猛暑時間帯の作業回避に伴う早朝・夜間作業については、必要に応じて作業時間帯を監督員と協議するものとし、これによる請負代金額の変更は行わない。

第２章　業務細部に関する事項

２－１　業務の概要

本業務は、秋田自動車道４車線化における錦秋湖ＳＡ～湯田ＩＣの工事に必要な、水文調査等を実施するものである。実施にあたっては、共通仕様書第３章「土質地質調査」を適用する。

２－２　観測孔ボーリング

２－２－１　観測孔ボーリング箇所

観測孔ボーリングは、地下水水質分析試験試料採取のため、調査平面図に示す箇所で行うものとする。

なお、現地条件等により調査実施位置を精査しボーリング箇所の見直しが必要であると判断した場合は監督員にこれを報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

２－２－２　観測孔ボーリング区分

観測孔ボーリング区分は、次のとおりとする。

種別・規格		単位	数量	ｺｱ種別	せん孔深度	せん孔方向
φ６６mm	粘性土・シルト	m	３．５	ﾉﾝｺｱ	50m以下	鉛直下方
	礫混じり土砂	m	９．５	ﾉﾝｺｱ	50m以下	鉛直下方
	軟岩	m	３７．０	ﾉﾝｺｱ	50m以下	鉛直下方

２－２－３　給水等

観測孔ボーリングにおける掘進に要する削孔水の供給は給水ポンプにより行うものとし、給水に要する費用は観測孔ボーリングの掘進費に含むものとする。

なお、下表に示すボーリング箇所周辺に水源が無い場合又は受注者の責によらない事由により、給水方法を変更する必要がある場合は、監督員と受注者で協議の上決定するものとする。

種別	規格	対象ボーリング番号
給水費	給水ポンプ（20m未満）	R08-12-01
	給水ポンプ（20m以上 150m以下）	R08-12-05
	給水ポンプ（150m超）	R08-12-02
	車両給水	R08-12-03 R08-12-04

２－２－４　足場仮設

共通仕様書３－１６に示す「足場仮設」の種別及び適用箇所は、次のとおりとする。

なお、足場仮設には観測孔ボーリングに関する準備及び跡片付けの費用を含むものとする。

種別・規格	箇所数	対象ボーリング番号	備考
平坦足場　高さ 0.3m超	5	R08-12-01 R08-12-02 R08-12-03 R08-12-04 R08-12-05	

２－２－５　現場内小運搬

共通仕様書３－１７（１）に示す「現場内小運搬」の種別及び数量は、次のとおりとする。
受注者の責によらない事由により、下表に示す現場内小運搬計画を変更する必要がある場合及び立木伐採や下草刈り等が必要な場合、監督員と協議するものとする。

なお、現場内小運搬に関する費用は観測孔ボーリングの掘進費に含まれるものとする。

種別	箇所数	対象ボーリング番号	備考
クローラ（100m以下）	3	R08-12-01 R08-12-02 R08-12-05	

２－２－６　機械等運搬

共通仕様書３－１５に示す機械等運搬の数量検測は、１式とする。

２－２－７　地下水観測井設置

地下水観測井設置とは、観測孔ボーリング施工後に周辺の水環境調査・モニタリングのための観測井戸を設置するものである。なお、材料は硬質塩化ビニル管（以下、「VP 管」という。） φ50 ㎜ を使用するものとする。

２－３　観測工

２－３－１　定義

観測工とは、地すべり地域における地山状況の現状把握をするための観測を行うものである。

２－３－２　種別

（１）地下水位観測

項目	区分内容	適用箇所	観測時期
地下水位観測（自記水位計設置）	・既往調査で設置した、地下水位観測用のVP 管φ40 ㎜が設置されている観測孔において、地下水位観測のための自記水位計（気圧計を含む）の設置を行うもの。 ・自記水位計はロガー式の絶対圧水位計で、圧力センサー、記録装置等が本体に内蔵された一体型のものとする。 ・自記水位計及び気圧計、ケーブル付属品等、測定に必要な機器は本業務で購入し、正常な状態で現場に存置して監督員へ引き渡す。	R04-10-09（A） R04-11-09（A） R04-11-27（A） R04-11-28（A）	―
地下水位観測（自記水位計観測）	・自記水位計（購入）により地下水位の観測を行うもの。測定頻度は各箇所毎月１回とする。 ・測定方法は「JGS 1312-2012：観測井による砂質･礫質地盤の地下水位測定方法」によるものとする。	R04-10-09（A） R04-11-09（A） R04-11-27（A） R04-11-28（A）	令和９年５月 ～ 令和９年１１月

（2）挿入式孔内傾斜計

項目	区分内容	適用箇所	観測時期
挿入式孔内傾斜計観測	・既往調査で設置した、孔内傾斜計観測用のガイドパイプφ50 ㎜の設置された観測孔において、挿入式孔内傾斜計にて地中変位の観測を行うもの。 ・挿入式孔内傾斜計は本業務で購入し、業務完了時に監督員へ引き渡す。 ・測定方法は「JGS 3722-2012：孔内傾斜計による地中変位測定方法」によるものとする。	R04-10-09（B） R04-11-09（B） R04-11-27（B） R04-11-28（B）	令和９年　５月 令和９年　７月 令和９年　９月 令和９年　１１月

２－４　水文調査

２－４－１　かんがい用水水路系統調査

かんがい用水水路系統調査とは、かんがい用水水路系統の詳細を現地踏査により確認し、かんがい用水水路系統図を作成することをいう。

２－４－２　井戸調査Ａ

井戸調査Ａとは、調査地域内の井戸の有無及び利用状況について、戸別に聞き取り調査を実施することをいう。時期については、令和９年８月末までに実施するものとする。

なお、井戸の利用が確認された場合は、井戸台帳の作成について別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

２－４－３　流量調査

流量調査とは、対象地域の河川及び沢・水路の流量を定期的に測定する調査をいう。

（1）　流量調査の種別

流量調査の種別は、次のとおりとする。

流量調査Ａとは、「容器法」にて実施するものとし、これに関する材料・測定等の費用については流量調査Ａに含まれるものとする。

流量調査Ｂとは、「断面流速法（断面幅：２ｍ未満）」にて実施するものとし、これに関する材料・測定等の費用については流量調査Ｂに含まれるものとする。

（2）　調査時期

調査時期については、次のとおりとする。

項目	頻度	調査時期	箇所数
流量調査Ａ	４回／年	令和９年　５月 令和９年　７月 令和９年　９月 令和９年１１月	１箇所
流量調査Ｂ	４回／年	令和９年　５月 令和９年　７月 令和９年　９月 令和９年１１月	６箇所

２－４－４　水質分析試験

（１）　試料採取の種別

試料採取の種別は、次のとおりとする。

試料採取Ａとは、水質分析試験に用いる試料を河川・水路等より採取することをいう。試料採取の検測数量は１箇所・回とし、試料採取に要する全ての費用を含むものとする。

試料採取Ｂとは、水質分析試験に用いる試料を本特記仕様書２－２－７「地下水観測井設置」により設置した地下水観測井から採取することをいう。試料採取の検測数量は１箇所・回とし、試料採取に要する全ての費用を含むものとする。

（２）　水質分析試験

水質分析試験とは、採取した試料について、共通仕様書３－１１－３「水質分析試験」に従い行う試験をいう。水質分析試験項目については次のとおりとし、試験は公正を確保するために受注者を通じて公的機関で試験を行うものとする。また、試験の実施については、現地水源の利水状況等を調査し、別途監督員と打合せのうえ行うものとする。

項目	頻度	調査時期	試験方法
カドミウム	２回／年	令和９年　５月 令和９年　１１月	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 昭和 49 年環境庁告示第 64 号
鉛			
六価クロム			
ヒ素			
フッ素			
シアンイオン			
水銀			
セレン			
ホウ素			
浮遊物質量			
濁度			平成 15 年厚生労働省告示第 261 号
水素イオン濃度			

２－５　交通費・宿泊費

交通費・宿泊費には観測孔ボーリング、観測工、水文調査の現場作業に従事する労務員すべての交通費・宿泊費を含むものとし、現場作業の数量に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については別途監督員と協議するものとする。

２－６　調査計画

２－６－１　実施調査計画Ａ

共通仕様書３－４－２「調査計画」に示す（１）実施調査計画の調査範囲は、次のとおりとする。

項目	調査範囲
実施調査計画Ａ	STA.　136+20～STA.143+00 STA.　152+00～STA.153+00 STA.　176+00～STA.194+00 STA.　196+00～STA.207+70 総延長 3.75km

なお、実施調査計画Ａには実施調査計画に必要な現地踏査の費用を含むものとする。

２－７　総合解析

２－７－１　水文総合解析

共通仕様書３－４－３「総合解析」に示す（３）水文総合解析の調査範囲は、次のとおりとする。

項目	調査範囲
水文総合解析	鷲之巣トンネル　3.17km2 湯田トンネル　　3.40 km2 川尻トンネル　　0.45 km2 総面積 7.02 km2

２－８　打合せ

本業務における打合せの回数は業務内容確認検査及び完了検査を含め、５回とする。打合せの検測数量は１式とし、監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い　打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。また、当初打合せ時には合同現地踏査を実施するものとし、この費用については別途計上しないものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社横手工事事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

なお、完了検査はＷｅｂ方式により行うものとする。ただし、Ｗｅｂ方式による実施が困難な場合は、対面方式による実施について別途監督員と協議するものとする。

２－９　技術業務　交通費・宿泊費

技術業務　交通費・宿泊費には、技術業務に必要な交通費・宿泊費を含むものとし、業務に大幅な変更が生じた場合の交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

完了検査はＷｅｂ方式にて行うため交通費・宿泊費の費用は計上しないものとする。なお、協議により完了検査がＷｅｂ方式から対面方式に変更になった場合の費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

第３章　補足事項

３－１ 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

（１）業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師 B 換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

（２）提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

３－２　遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和５年１０月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書１－２３ 「立会い及び検査」に定める立会い及び検査について、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

３－３　現地立ち入りについて

現地立入の際は、事前に監督員と十分な打合せを行わなければならない。なお、高速道路敷の立木等の伐採はできる限り行わないよう配慮し、伐採が必要な場合は、事前に監督員と協議し、その指示に従うものとする。

３－４　補償費について

調査実施に伴う踏荒し補償費、立木伐採補償費及びこれらに伴う立会謝金を土地所有者に支払う事態が発生した場合の取扱いについては監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

３－５　設計図書の変更及び追加が予想される内容

下記に示す事項については、現地状況等により変更または追加する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとする。また、これに要する費用については、監督員と別途協議するものとする。

（１）関係機関との協議の結果に基づき、業務内容の変更及び追加

（２）地元設計協議の結果に基づく業務内容の変更及び追加

（３）現地状況確認結果による測定方法の変更及び追加

様式－1

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長　　殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名　令和８年度　秋田自動車道　錦秋湖～湯田間水文調査

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

１．契約保証取得の日

令和　　年　　月　　日

２－１．発注者が設定した全体履行期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

２－２．発注者が設定した余裕期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

３－１．受注者が設定した業務の始期

令和　　年　　月　　日

３－２．受注者が設定した業務の終期

令和　　年　　月　　日

３－３．契約上の履行期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）　　（３－２．受注者が設定した業務の終期）

令和８年度　秋田自動車道　鹿秋湖～湯田間水文調査　工程表（案）

【様式－2】

（全体履行期間）　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日（　日間）
（実履行期間）　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日（　日間）

1土質調査業務

日程 / 項目	計画準備	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	備考
１．調査計画												
２．既往資料（貸与資料）の確認・整理												
３．調査業務												
準備及び跡片付け												
地形地質踏査等												
調査ボーリング												
標準貫入試験												
孔内水平載荷試験												
現場透水試験												
水位観測												
土質・岩石試験												
国土基盤情報データベース												
４．技術業務												
安定解析												
５．施工への申送り事項												
６．照　査												
７．報告書作成												
８．監督員による成果品確認												
９．電子成果品作成												
１０．打合せ		●			●		●	●				
１１．業務検査・完了検査										業務内容確認検査●	● 完了検査	

2 貸与資料

日程 / 項目	貸与の有無	貸与時期	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	備考
１．地形地質	有　・　無												
・予備調査	有　・　無	契約締結から7日間以内											
・概略調査	有　・　無	契約締結から7日間以内											
２．○○地区路線測量													
・地形図（1：1000）	有　・　無	令和○年○月予定											
・実測縦断図	有　・　無	契約締結から7日間以内											
・実測横断図	有　・　無	契約締結から7日間以内											
・座標計算書	有　・　無	契約締結から7日間以内											
３．土質調査報告書													
○○地区第一次土質	有　・　無	契約締結から7日間以内											
△△地区構造物基礎調査	有　・　無	令和○年○月予定											

3関連業務

日程 / 項目	実施の有無	実施時期	実施会社名	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	備考
１．地形地質														
１．○○自動車道　△△地区付加車線道路詳	有　・　無	○年○月　～　○年○月												
２．○○自動車道　○○地区用地詳細測量	有　・　無	○年○月　～　○年○月												
３．○○自動車道　◇◇地区用地詳細測量	有　・　無	○年○月　～　○年○月												
４．○○自動車道　☆☆～○○間水文調査	有　・　無	○年○月　～　○年○月												

4関係機関協議

項目	実施の有無	実施時期	対応者	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	凡例
①交差管理者協議														
道路	有　・　無	○年○月　～　○年○月	発注者											
河川	有　・　無	○年○月　～　○年○月	発注者											
用水路	有　・　無	○年○月　～　○年○月	発注者											
排水路	有　・　無	○年○月　～　○年○月	発注者											
水道	有　・　無	○年○月　～　○年○月	発注者											
②警察協議	有　・　無	○年○月　～　○年○月	発注者											
③地元協議	有　・　無	○年○月　～　○年○月	発注者											
④その他懸案事項協議	有　・　無	○年○月　～　○年○月	発注者											

5その他懸案事項

項目	実施の有無	実施時期	対応者	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	○月 10 20 30	凡例
①○○に関する技術的検討	有　・　無	○年○月　～　○年○月	受注者											
②○○に関する技術的判断	有　・　無	○年○月　～　○年○月	発注者											

6 協議内容、結果等

	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
協議内容経緯等	①協議場所、出席者 ②協議結果	①協議場所、出席者 ②協議結果	①協議場所、出席者 ②協議結果	①協議場所、出席者 ②協議結果	①協議場所、出席者 ②協議結果	①協議場所、出席者 ②協議結果

※作成上のポイント（記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること）
① 適切な工程管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
② 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手・条件提示・対外協議の期限を明確化する。
③ 協議時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
④ 照査の時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されているか確認する。
⑤ 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計ミスの防止、品質の確保を図る。
⑥ なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

※作成時の留意事項
① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。